

新型インフルエンザの地域封じ込めについて（案）

1. 地域封じ込め戦略の目的と成功のための条件

- ① 地域封じ込めの目的は、新型インフルエンザ発生初期における早期対応により、感染拡大を可能な限り防止し、パンデミックの発生を少しでも遅らせることにある。
- ② 人口密度が低く、交通量の少ない地域、離島・山間地域など自然障壁等により交通遮断が比較的容易な地域で新型インフルエンザが発生し、一定の条件を満たす場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与に加え、現実的に実行可能な封じ込め対策を講じることとする。

※ 新型インフルエンザの地域封じ込めが成功するための条件としては、「新型インフルエンザ発生初期における早期対応戦略ガイドライン」（平成 19 年 3 月、新型インフルエンザ専門家会議）によれば、ウィルスの致死率・感染力、発生症例数、地理的・社会的条件等を考慮すること、新型インフルエンザの潜伏期間が最大で 10 日間程度と想定されていることから、20 日間程度行うことが必要であること等があげられている。

（注）潜伏期間に関して新たな科学的知見が得られた段階で、封じ込め期間について、必要に応じ見直すこととする。

2. 地域封じ込め戦略実施の手順

- ① 新型インフルエンザが発生した場合、厚生労働省は、国立感染症研究所職員を当該地域に派遣し、都道府県又は政令市・保健所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する技術的支援を行う。
- ② 都道府県等は、発生確認後の第一期対応（家庭・施設内予防投薬、接触者予防投薬等）の後、国立感染症研究所の支援を受け、速やかに初期評価を行うために必要な情報収集を完了し、地域封じ込め（第二期対応）の可能性について厚生労働省に連絡する。
- ③ 厚生労働省は、直ちに内閣官房や地域封じ込め戦略に関係する省庁に連絡するとともに、ウィルス学的情報や全国状況等について把握する。
併せて、当該地域を運行する公共交通機関に運行自粛の要請が必要であると考えられる場合、その内容、対象となる交通機関の範囲等について国土交通省と協議を行う。
- ④ 内閣官房は、速やかに新型インフルエンザ対策本部（以下「対策本部」という。）の新型インフルエンザ対策専門家諮問委員会（以下「諮問委員会」という。）を招集し、厚生労働省の協力を得て、地域封じ込めの実施可能性について意見を聞く。

- ⑤ 諮問委員会は、地域封じ込めの可能性を評価するとともに、当該地域の住民の人権等に配慮しつつ、どのような措置を講ずることが適当か検討を行う（地域内一斉予防投与、人の移動制限、住民支援等）。
- ⑥ 対策本部は、検討結果について諮問委員会委員長から説明を受けるとともに、厚生労働省から医療提供体制、薬剤やスタッフの準備状況等について報告を受けて検討を行い、方針を決定する。【当該地域での 1 例目の発生から概ね 3 日程度】

3. 地域封じ込め戦略の概要

- ① 地域封じ込めのための手段としては、実行可能性等に鑑み、強制的な措置ではなく、住民等への要請・説得により行うこととし、以下の措置を講ずることを検討する。
- a. 住民全体に対する外出自粛の要請と生活の支援
 - b. 地域内外の移動の自粛の要請
 - c. 地域外に出ようとする者に対する積極的疫学調査
- ② 厚生労働省は、当該地域で新型インフルエンザが発生したこと、まん延防止のために当該地域内では外出や集会を控えること、当該地域に入ることを控えるべきこと等の情報を公表し、人の交流、人の移動の自粛を呼びかける（今国会提出中の感染症法改正案による改正後の感染症法（以下「改正感染症法」という。）第 44 条の 2）
- ③ 都道府県知事又は政令市・保健所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、感染したおそれのある者に対し、健康状態の報告とともに、外出自粛の要請を行うが、感染源と考えられる患者の行動範囲によっては、当該地域住民全員に外出自粛の要請を行う（改正感染症法第 44 条の 3）。
- その場合、地域外に出ようとする者に対しては、地域内で感染したおそれが生じた日以降の当該者の行動を調査し、感染したおそれの有無を判定する（同法第 15 条）。感染したおそれが認められる場合、その場で外出を自粛し、自宅に留まるよう強く要請・説得する（同法第 44 条の 3）。
- ④ 都道府県知事等は、外出自粛に応じる者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うものとし、都道府県（保健所等）の職員が毎日服薬状況を確認するなどにより、外出自粛に応ずる者の割合を高める。また、外出自粛を要請する者の生活維持に必要な支援を行い、住民が外出自粛に応じやすくする（同法第 44 条の 3）。
- ⑤ 都道府県知事等は、住民に対し、地域内に留まるよう強く要請・説得する。また、民間事業者に対し営業自粛の要請を行うとともに、交通事業者に対し地域内での運行の自粛を要請する。他方、封じ込め期間中、住民の生活維持に必要な支援を行う（同法第 44 条の 3）。
- （注）住民や民間事業者への要請に伴う補償は行わない。
- ⑥ なお、仮に強制的かつ厳格な地域封じ込めを目指す場合には、別途新たな立法措置を講じた

上、地域外に出る道路等の遮断、地域外に出ようとする者等の拘束、検疫、停留等の強制的な措置を講ずることになる。

しかし、主要道路を遮断し、鉄道等の運行を止め、人の移動制限を厳格化したとしても、当該地域からどうしても外に出ようとする者にとって、道路以外のルートにより当該地域から抜け出すことは可能であり、完全な封じ込めは物理的に困難であると考えられる。また、地域住民の人権等への配慮が求められることに留意する必要がある。

4. 地域封じ込めにおける関係者の役割

○ 地域封じ込め戦略については、都道府県知事等が当該地域を含む市町村その他の関係者の協力を得て実施することが必要と考えられ、国はこれに対する支援を行うものとする。

(1) 都道府県等（衛生主管部局、保健所等）

① 都道府県等は、厚生労働省が当該都道府県等まで輸送した地域封じ込めに必要な抗インフルエンザウイルス薬を、当該地域を管轄する保健所まで輸送する。

② 個別訪問による予防投薬の実施、服薬状況や健康状態の把握を行う。

③ 地域内外を結ぶ道路上における通行人や車両に対する説明、積極的疫学調査、外出自粛の要請・説得と自宅への移送、封じ込め地域である旨の立て看板の設置等を行う。

④ 学校休校、事業所休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について、地域全体として対策に取り組む必要があることを説明しつつ、関係者に要請する。

この場合、事業所については、生活維持のために不可欠な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう要請する。また、公共交通機関の運行自粛要請に当たっては、混乱が生じないように、地域内外の住民や利用者に周知徹底し、理解を求める。

⑤ 都道府県知事等は、住民に対し外出自粛要請を行うとともに、都道府県等の職員に個々の家庭を訪問させ、日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給を行う。住民数の多さなどのため、家庭訪問が困難である場合、一般住民に対しては、地域内の集積拠点までの水・食料・生活必需品・エネルギー（灯油・簡易ガスコンロ）等を搬送し、集積拠点（広場、公民館等）に集まった者に配分する。なお、集積拠点への外出は、外出自粛要請の例外となる。集積拠点までは、都道府県等の職員が自ら輸送するか、又は自衛隊に輸送を要請する。

⑥ 要支援・要介護高齢者、乳幼児、障害者等のいる世帯、病院・入所施設等に対しては、集積拠点での配分は困難であることから、個々の世帯・施設を訪問し、水・食料・生活必需品・エネルギー等を支給する。

⑦ 救援物資については、都道府県知事等は地域外等の民間事業者に拠出要請を行うほか、都道府県等が一般災害用に備蓄しているものを活用するとともに、不足する場合、都道府

県知事等から対策本部への要請があれば、その決定により、関係省庁備蓄分（有償）の放出等によって支援する。

⑧ プロパンガスについては、その取り扱いに資格が必要であり、また、集積所から住民が自分で持ち帰ることは困難であるため、個々の家庭への配送が必要となる。このため、都道府県知事等は、販売事業者に最低限の営業の継続を要請する。

⑨ 都道府県知事等は、あらかじめ封じ込め地域及びその周辺地域の医療体制について、地域内で多数の新型インフルエンザの患者が発生した場合の対応を確認するとともに、地域内の医療資源（医療従事者、医薬品等）が不足した場合の対応や新型インフルエンザ以外の重症患者が発生した場合の対応（地域外の医療機関への搬送等）について、国や近隣都道府県、市町村消防機関等と必要な調整を行う。

（２）市町村

○ 市町村においても、都道府県に協力し、以下の点に取り組むことが適切である。

- ・ 都道府県の要請があれば、個別訪問による予防投薬を行う。
- ・ 地域内での広報活動を行う（街宣車、ビラ配布、ポスター掲示、CATV等）。
- ・ 学校休校、事業所休業、集会・興行の自粛、公共施設の閉鎖、公共交通機関の運行自粛等について関係者に要請する。事業所については、生活維持のために最低限必要な公共サービス等を除き、可能な限り休業するよう要請する。公共交通機関の運行自粛要請に当たっては、混乱が生じないように、地域内外の住民や利用者に周知徹底し、理解を求める。
- ・ 市町村が一般災害用に備蓄している物資の放出を行う。また、都道府県に協力し、生活物資等個々の家庭を訪問させ、日常生活を営むために必要なサービスの提供又は物品の支給を行う。住民数の多さなどのため、家庭訪問が困難である場合、一般住民に対しては、地域内の集積拠点までの水・食料・生活必需品・エネルギー（灯油・簡易ガスコンロ）等を搬送し、集積拠点（広場、公民館等）に集まった者に配分する。

（３）警察

○ 地域内の治安維持のほか、都道府県等又は市町村からの支援要請があれば、必要に応じ、都道府県等の職員が道路上で住民に説明・説得する際の混乱防止や交通整理、予防投薬の薬や救援物資の配布に当たっての警備など所要の措置を講ずる。

（４）消防

○ 医療機関等と連携の上、救急患者を医療機関に搬送する。新型インフルエンザ患者については、感染症法上、都道府県知事等が搬送の責を負うが、消防機関は、保健所の対応能力等を勘案の上、事前の協議により、協力・連携体制を確立する。

（５）自衛隊・海上保安庁

① 自衛隊は、関係省庁や都道府県知事からの要請に応じ、予防投薬の薬や救援物資の輸送等を行うことを検討する。

② 海上保安庁は、関係省庁や都道府県知事から協力要請があれば、協議の上、離島等への予防投薬の薬や救援物資の輸送等を行う。

(6) 民間事業者・公共サービス

- ① 地域内の民間事業者は、都道府県等や市町村の要請を受け、可能な限り休業する。
- ② 住民の生活維持に不可欠な公共サービス（医療、電気、ガス、水道、電話、廃棄物処理、銀行 ATM 等）については、サービス提供を継続することが必要である。
- ③ 地域内の国の出先機関の窓口については、対策本部の決定を踏まえ、各省庁の判断により、封じ込め期間中当該窓口が開かれなければ住民生活の維持が困難になるような場合を除き、閉鎖する。まん延防止の観点からは、都道府県や市町村の窓口についても、その判断により、同様の取り扱いとすることが望ましいが、封じ込め期間中であっても必要となる各種行政手続きについては、総合的な相談窓口を設ける等の工夫により、住民の要望に対応することが必要である。

5. 地域封じ込め関係者の感染予防措置

- ① 感染予防の基本は、防護服やマスク（PPE）の着用、感染暴露後の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与である。都道府県等は事前に PPE の整備を行い、厚生労働省は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行うとともに、関係機関への配布方法等について検討を行う。
- ② 都道府県等は、地域封じ込め戦略に従事・協力する都道府県等や市町村の職員、警察官、救急隊員、住民の生活維持に不可欠なサービスを提供するために地域内で活動する者等に対し、PPE を配布し適切に着用させることが適切である。
また、都道府県等は、感染したおそれのある者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うことが適切である。
- ③ プレパンデミックワクチンの事前接種による一定の効果が期待される場合には、地域封じ込めに従事・協力する者に対し、本人の同意を得て、新型インフルエンザ発生前にあらかじめ接種しておくことを検討する。その場合、対象者数、接種の実施時期、同意の取り方、副反応に対する補償等についても検討を行う。

（参考）プレパンデミックワクチンの主な副反応は、紅班、腫張、熱感、硬結等の局所症状、頭痛、倦怠感などであり、添付文書に記載されている重大な副反応としては、まれではあるが、ショック、アナフィラキシー様症状（蕁麻疹、呼吸困難、欠陥浮腫等）、急性散在性脳脊髄炎、ギランバレー症候群（四肢の弛緩性麻痺等）、けいれん、肝機能障害、黄疸、喘息発作などが生じることがあるとされる。